

町長メール・町政にあなただの声を

お寄せいただいたご意見・ご提言と町の回答

令和4(2022)年度

No	件名	ご意見・ご要望	回答	事務担当課
1	上三川町体育センターの対応について	ゴールネット、転倒防止用杭は体育センター入口で台車に乗せた状態で貸出、返却だと助かる。また、設置場所を現地倉庫にしてもらえるとさらに利用しやすくなる。ラインカーが故障しているのを修理してほしい。	ゴールネット及び転倒防止用杭の設置場所については、当面の間、施設管理者が貸出時及び返却時に体育センター入口において、台車を貸出して対応することとし、さらに今後は、現地倉庫での保管ができるように協議・検討して参ります。 なお、ラインカーにつきましては、現地で点検し、新しいものに交換しました。	生涯学習課
2	庁舎西側駐車場と庁舎玄関への通行について	駐車場から西側玄関へ行く際、歩行者の通り道がはっきりしておらず、通る度に危険を感じている。歩道扱い、またはしるしなどをつけることは難しいのか。	いただきましたご提案をもとに、今後の対策としまして、庁舎敷地入口付近に徐行及び一時停止を注意喚起する看板の設置や、庁舎西側に停止線を設置する予定です。 また、職員に対しましても庁舎敷地内の運転について、最徐行と歩行者優先の徹底を周知しました。	総務課
3	災害時の対応について	上三川町も災害について考えていると思うが、県内の他市町に比べて目に見える施設や対策など、上三川町に住んでいてあまり実感が無い。少しずつでもいいので災害に強い町になってほしい。	町では、被災された方の生活を確保するため、食料や生活必需品等を備蓄するなど、災害に備えた体制整備に務めております。また、県内外各市町や大手ホームセンターを含む民間企業等の35団体と「物資の供給等に関する応援協定」を締結することにより、協力体制の強化を図っております。 併せて、災害を想定したシミュレーション訓練や、避難所の開設訓練等を実施し、町職員の災害対応力の向上を目指しております。	総務課
4	水道料金・医療費無料について	物価高による水道光熱費無料化及び補助、18歳まで医療費無料化を検討してほしい。	水道料金の無料化及び補助について、将来の人口減少に伴う収入の減少や老朽化した管の更新に必要な費用の増加により、本町の水道事業は厳しい状況にあり、ご要望いただいた水道料金の無料化や補助を実施することは困難な状況にあります。町上下水道課では水道料金の納付相談も行っておりますので、お困りの際はご相談ください。 18歳まで医療費無料化について、本町では、お子さんの健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、児童医療費助成を行っており、助成の対象を平成19年度より中学3年生まで拡大して実施しているところです。ご要望をいただいた対象年齢18歳までについては、県内でもいくつかの市町で実施していることは承知しており、子どもを生き育てやすい環境を整備する支援策として、その重要性を十分認識しております。その一方で、将来にわたり多額の財政負担が必要となることから、ご要望に直ちにお応えすることは困難な状況です。当助成制度を含め、さまざまな子育て支援策を総合的に勘案しながら検討して参ります。	上下水道課・子ども家庭課
5	町営施設での薬剤散布について	町内の公園や上三川いきいきプラザなどの町営施設での除草剤散布はやめるべき。除草剤には発がん性があり、除草剤が撒かれた公園で安心して子どもを遊ばせることができない。	町では、公園などの町有施設において、芝や植え込みに雑草が茂ったり、その雑草の中で害虫が発生することを防ぐために、草刈り機や除草剤などを用いて除草作業を実施しております。 町で作業を委託している業者が使用している除草剤は、農薬取締法に基づき、使用基準に従って使用すれば安全であると農林水産省が判断した登録農薬であり、また、除草剤を散布する際には、事前に自治会回覧や看板などにより、近隣住民や施設利用者等に周知を行うことで、安全性の確保に努めております。	都市建設課
6	上三川街道(役場から新4号にかけて)に夜間照明の設置について	役場から新4号にかけて(上三川街道)が、夜間照明が少なく危険。照明をつけてほしい。	防犯灯の設置に関しましては、自治会長より電柱番号等を記載した要望書を提出いただき、町で現地確認を実施した後、設置基準に基づき設置が必要と判断した場合は、自治会長に電柱の土地所有者及び影響を受ける方(周辺住民や設置箇所周辺の田畑の所有者)の同意を得ていただいた上で、防犯灯設置申請書を地域生活課に提出いただく手続きになります。 つきましては、どこに防犯灯設置を要望するか、自治会長に相談していただきますようお願い申し上げます。	地域生活課
7	富士山公園テニスコートの件	富士山公園テニスコート自体は綺麗になったが、周囲の壁の汚れまでは改善されていない。施設の修理、改善には利用者の声を聴くべきだと思う。	町テニスコートにつきましては、昨年度、人工芝の改修工事を実施し以前と比べ利用しやすくなったとの声をいただいております。ただし、壁の修繕につきましては、国庫補助金の対象外であったことから今回の工事内容に含みませんでした。 公共施設の改修・修繕に関しましては、緊急性、危険性の高さをふまえ、修繕計画を立案し、実施計画に乗せ予算計上し認められたものから、計画的に実施しております。	生涯学習課

8	武名瀬川での魚釣りについて	武名瀬川で魚釣りをしている人のマナーが悪いので釣り禁止にしてほしい。	<p>町内小・中学校の児童・生徒に対しては、河川に立ち入る際の安全やマナー等について、改めて指導を行うよう、各小・中学校に周知してまいります。</p> <p>ゴミの問題に関しましては、上三川町地域生活課(TEL:0285-56-9131)にお越しいただければ、「ゴミのポイ捨て禁止」等の看板を提供することが可能ですが、設置に関しては個人の敷地内にて、皆様にご対応をいただいています。</p> <p>また、武名瀬川は栃木県が管理する河川ですが、不法投棄に対する警告看板を県が設置できる場合がありますので、詳しくは宇都宮土木事務所 保安全管理課(TEL:028-626-3140)にお問い合わせください。</p> <p>私有地への不法侵入や、ご自宅の損傷につきましては警察の対応となりますので、下野警察署(TEL:0285-52-0110)にご相談ください。</p> <p>なお、法律上川での釣りに関しては自由使用の範疇(はんちゆう)とされており、基本的に禁止することはできませんのでご了承ください。</p>	都市建設課、地域生活課、教育総務課
	環境省からの光害ガイドラインの取り組みについて	環境省から平成10年に制定され、令和3年に再改定されている光害ガイドラインについて、他市町は既に取り組んでいるが、上三川町としては、このガイドラインに対してどの様に取り組む考えか。	<p>環境省で作成しております「光害対策ガイドライン」は対象者を全ての者としていますが、「特に対象とする者としては、照明の設計、設置、保守・運用等に関わる者」としています。</p> <p>他県・他市町村でも光害対策ガイドラインに基づいて光害の防止に努めており、これは栃木県及び本町でも同様であります。</p> <p>指導機関としては、栃木県環境保全課となりますが、環境基準等がないため、法律・条例での行政指導ができず、設置してある光源の発生者に対して発生者と苦情者との話し合いを含め、光源発生者に対策をお願いする形となります。</p> <p>町では承った意見等について、光源の発生者に対しお伝えいたします。</p>	都市建設課、建築家、農政課、総務課
	庁舎トイレの便座について	庁舎トイレの便座が冷たい	<p>現在、庁舎トイレにつきましては、使用開始から約40年経過し老朽化しているため、順次、改修工事を予定しているところです。</p> <p>庁舎の西側各階のトイレは、今年度と来年度に改修工事の予定です。また、1階東側食堂前のトイレにつきましては、改修工事はまだ先の予定でしたが、いただきましたご意見をもとに、故障中の便座の修繕を早急に行います。</p>	総務課
6	かみたん号の利用について	かみたん号を、月1回でも土曜日等に運行してほしい	<p>今年度、町の公共交通に関する協議会にはかり、土曜日の運行について検討することを町の公共交通に関する計画に盛り込んだところでございます。</p> <p>土曜日運行に当たっては、近隣市町のデマンド交通の運行状況や家族形態の変容の調査研究、かみたん号の運行に係る収支への影響のみならず、かみたん号がより便利になることで、皆様の大切な移動手段である路線バスやタクシー事業に与える影響についても検討を経なければなりません。</p> <p>今後、これらの調査研究及び検討を進めてまいりますので、ご理解願います。</p>	地域生活課

掲載している回答は、回答した時点での見解になりますので、その後の制度変更などにより、最新の町の見解と異なる場合がありますので、ご了承ください。

事務担当課につきましては、令和4(2022)年度当時、事務を所管していた課等となります。